

議案第 37 号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の表の債務者名欄に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 市営住宅附帯駐車場に係る使用料及び損害金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の使用料の額欄及び損害金の額欄に掲げる金額の合計金421,883円

	債務者名	住所	使用料の額	損害金の額
1	三好 真由美	大阪市浪速区幸町1丁目3番11-1301号	金 76,400 円	金 69,096 円
2	北 悦雄	大阪府和泉市鶴山台2丁目1番2-907号	金 25,200 円	金 251,187 円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

市営住宅附帯駐車場に係る各債務者に対する使用料及び損害金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。